⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

ⓐ not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

ⓑ not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

ⓒ have Grade "A or B" offer of services etc in the Kanto-Koshinetsu district, in terms of the qualification for participating in tenders Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

ⓓ have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including persons specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).

ⓔ an eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a sever degradation, and who is sure to implement the contract

ⓕ Submit a document of a system to prove their ability to supply the system concerned and meet our requirements in order to be judged acceptable by the contracting entity ; and provide explanations on the contents of the above document by request.

⑺ Time-limit for tender : 17 : 00 3 June 2025

⑻ Other : For details concerning this tender, Refer to the Tender explanation.

⑼ Contact point for the notice : TANIMOTO Kazuhiko Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan TEL 03―3581―4161 ex 3644

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年３月11日

支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

宿里　明弘

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名及び数量

労働保険適用徴収システムに係る機能改修（災害等による納期延長事業場のＲＳシステム延滞金管理機能改修）業務一式

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和７年（2025年）７月１日（予定）から令和７年（2025年）12月26日まで

⑸　履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所

⑹　入札方法　落札者の決定は最低価格落札方式により行うものである。

①　入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

紙入札方式の場合については、郵送にて厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出を行う。

2　競争参加資格

⑴　令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目が「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争入札に参加することができる。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑹　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア　厚生年金保険、イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ　船員保険、エ　国民年金、オ　労働者災害補償保険、カ　雇用保険

⑺　厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

⑼　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

⑽　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

3　入札書の提出場所

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館15階　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課総務係　電話03―5253―1111　内線5153

⑵　入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒177―0044 東京都練馬区上石神井４―８―４厚生労働省上石神井庁舎１階　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室業務第一係　電話03―3920―3311　内線404、405

メール　gyoumu01@mhlw.go.jp

※上記の交付場所又は調達ポータルサイトにおいて交付を行う。上記の交付場所から交付を希望する場合は電子メールにて交付希望の連絡を入れること。

⑶　入札説明会の日時及び場所

日時　令和７年（2025年）３月24日14時00分

場所　オンライン開催（予定）

参加希望の場合は、上記3⑵の宛先まで電子メールにて参加の申込みを行うこと。

なお、参加の申込みは、令和７年３月21日16時00分までに到着するようにしなければならない。未着の場合、申込みがなかったものとみなす。

⑷　競争参加資格確認関係書類の受領期限及び受領場所

期限　令和７年（2025年）５月９日12時00分

場所　3⑴記載の場所

⑸　入札書の受領期限及び受領場所

期限　令和７年（2025年）５月９日12時00分

場所　3⑴記載の場所

⑹　開札の日時及び場所

日時　令和７年（2025年）５月19日14時00分

原則、立会方式での開札は実施しない。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。